

2021年6月30日 全5頁

企業のサステナビリティ情報開示の義務化に向けた検討が開始か

TCFDに基づく気候関連情報などが有報等で求められる可能性も？

金融調査部 研究員 藤野大輝

[要約]

- 2021年6月25日、第46回金融審議会総会・第34回金融分科会合同会合が開催された。金融担当大臣から「企業情報の開示のあり方に関する検討」についての諮問があり、主に企業のサステナビリティに関する開示について審議が行われたものと考えられる。
- 背景には海外での企業のサステナビリティ情報開示の法令上の義務化に向けた動きや、G7の7か国財務大臣・中央銀行総裁会議の声明で、TCFDに基づく義務的な気候関連財務開示に向かうことを支持するとされたこと等があるものと思われる。
- 今回の会合を受けて、わが国でもサステナビリティ情報開示を含む企業の開示のあり方に関する検討が進められることが想定される。TCFDに基づいた気候変動に関する情報を有価証券報告書などで開示することが求められるようになる可能性も考えられ、動向を注視する必要がある。

企業のサステナビリティ情報開示が法令で義務化される？

2021年6月11日のコーポレートガバナンス・コード（CGコード）改訂により、サステナビリティへの取組みの開示に関する補充原則3-1③が追加され、特にプライム市場上場会社に対しては気候変動に関する情報をTCFD等の枠組みに沿って開示の質・量の充実を進めるべきとされたことは記憶に新しい¹。

CGコード改訂によってソフト・ロー（取引所規則）でサステナビリティ情報開示が求められることが明確化されたばかりだが、ハード・ロー（法令）でも企業のサステナビリティ情報開示を求める動きが加速しつつあると考えられる。

2021年6月25日、第46回金融審議会総会・第34回金融分科会合同会合が開催された。「金融審議会」とは、金融制度などの国内金融関係の重要事項について、調査・審議を目的に設置された、内閣総理大臣、金融庁長官、財務大臣の諮問機関である。これまでも各大臣からの諮問を

¹ 改訂CGコードにおける企業のサステナビリティ情報開示について、詳しくは拙著「改訂CGコードを踏まえ、たサステナビリティに関する開示」（2021年6月23日、大和総研レポート）を参照。

受け、専門的な議論を行うために設置した会議体での検討を含め、様々なテーマについて審議を行い、各種法令の改正等が行われてきた。

今回の総会では、麻生太郎金融担当大臣から諮問事項として、「企業情報の開示のあり方に関する検討」について「企業を取り巻く経済社会情勢の変化を踏まえ、投資家の投資判断に必要な情報を適時に分かりやすく提供し、企業と投資家との間の建設的な対話に資する企業情報の開示のあり方について幅広く検討を行うこと」を求められた。

この諮問における企業情報の開示が意味することとして、金融審議会の説明資料²（以下、説明資料）から、主に企業のサステナビリティに関する開示を指しているものであることが見て取れる。資料においては図表 1 のような情報を含む、海外における企業のサステナビリティ情報開示に係る規制動向が示されている³。

図表 1 海外における企業のサステナビリティ情報開示に係る動向

国・地域	米国	SEC(米国証券取引員会)がESG・気候変動に関するタスクフォースを設置 気候変動に関する情報開示規制の必要性などについての意見を募集(2021年6月13日まで)
	EU	2018年から非財務情報開示指令が施行。当該指令について、開示対象の拡大や開示内容の詳細化、EUタクソミーに対応した開示拡充などの改訂が進行中
	英国	TCFDに沿った開示の義務化に向けたロードマップを公表、一部上場会社に対してTCFDに沿った開示をコンプライ・オア・エクスプレインベースで要求 上場企業、大企業に対して、気候変動開示を義務付ける会社法改正に係る市中協議を実施
IFRS財団		国際的なサステナビリティ報告基準の開発に向けて検討を行うことを提言、2021年11月に国際サステナビリティ報告基準委員会(ISSB)を設置予定

(出所) 各種資料より大和総研作成

また、G7の7か国財務大臣・中央銀行総裁会議(2021年6月5日開催)の声明で「我々は、一貫した、市場参加者の意思決定に有用な情報を提供し、かつ、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)の枠組に基づく、義務的な気候関連財務開示へ、国内の規制枠組みに沿う形で向かうことを支持する」(財務省仮訳、太字は筆者付加)と言及されたことも示されている⁴。

今回の諮問の背景として、海外のサステナビリティ情報開示の義務化への動きや上記声明を受けて、わが国としても気候関連財務情報の開示などの義務化を急ぐ必要に迫られたのではないかと想像することができる。

説明資料では、2021年6月18日に閣議決定された成長戦略フォローアップにおいて、「金融審議会において、上場企業と投資家との建設的な対話等に資する開示制度の在り方について、サステナビリティやガバナンスに関する開示を含め幅広く関係者の意見を聞きながら総合的に検討する」(太字は筆者加筆)とされたことにも言及されている。成長戦略フォローアップでは、TCFDの提言に沿った開示の強化の促進や、人的資本情報の「見える化」の推進についても触れられており、注意が必要であろう。

² [金融庁ウェブサイト](#)を参照。

³ こうした海外の動向などについて、詳しくは[拙著「ESG情報の開示基準は統一へ向かうのか」\(2021年2月5日、大和総研レポート\)](#)を参照。

⁴ [財務省ウェブサイト](#)を参照。

図表2 足元のサステナビリティ情報開示を巡る動き

日付	関係組織	文書等	内容
2021年	6月5日	G7 7か国財務大臣・ 中央銀行総裁声明	<ul style="list-style-type: none"> ○気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)の枠組に基づく、義務的な気候関連財務開示へ、国内の規制枠組みに沿う形で向かうことを支持する ○IFRS財団の作業プログラムを歓迎する
	6月11日	JPX コーポレートガバナンス・コード改訂	<ul style="list-style-type: none"> ○上場会社は、自社のサステナビリティについての取組みを適切に開示すべき ○人的資本や知的財産への投資等についても、分かりやすく具体的に情報を開示・提供すべき ○特にプライム市場上場会社は気候変動による自社への影響についてTCFD等の枠組みに基づく開示の質・量の充実を進めるべき
	6月18日	首相官邸 成長戦略フォローアップ	<ul style="list-style-type: none"> ○金融審議会において、サステナビリティやガバナンスに関する開示を含め開示制度の在り方について総合的に検討する ○企業の人的資本に関する「情報の見える化」の促進や機関投資家等への情報発信を一層推進する ○2021年秋頃までにTCFDガイダンスの業種追加や事例拡充等を行う
	6月25日	金融庁 第46回金融審議会総会・ 第34回金融分科会合同会合 議事次第	<ul style="list-style-type: none"> ○金融担当大臣から「企業情報の開示のあり方に関する検討」について諮問 ○上記の内容や海外動向に触れられており、説明資料のディスクロージャーワーキング・グループに関するページで企業経営におけるサステナビリティの重視などの環境変化の中での開示の在り方について検討と記載

(出所) 各種資料より大和総研作成

説明資料の末尾には、「ディスクロージャーワーキング・グループ」というタイトルのページが設けられている。近年の企業経営におけるサステナビリティの重視やコロナ後の企業の変革に向けたコーポレートガバナンスの議論の進展などの変化の中で、投資家の投資判断に必要な情報を適時に分かりやすく提供し、企業と投資家との間の建設的な対話に資する企業情報の開示のあり方について幅広く検討することが示されている。

ここでいう「ディスクロージャーワーキング・グループ」とは、金融審議会で諮問された内容について具体的な検討を行うために金融審議会の下に設置される専門的な議論を行う会議体を意味するものと考えられる。過去にも同名のワーキング・グループが設置され、主に企業情報の開示・提供について検討が行われた。最近では、2017年12月～2018年6月まで開催された。2018年6月にとりまとめられた報告書の内容を踏まえ、2019年1月31日には「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（以下、改正開示府令）が公布・施行され、企業の有価証券報告書等における記述情報、役員報酬、政策保有株式などに関する開示が拡充された。

説明資料末尾の記述を踏まえると、今後、ディスクロージャーワーキング・グループが改めて設置され、企業のサステナビリティ情報開示について具体的な検討を進めていくものと想定される。同ワーキング・グループでの検討を踏まえ報告書が公表されれば、報告書の内容に沿って開示府令の改正などが行われ、有価証券報告書等で企業のサステナビリティに関する法定開示が求められるようになる可能性も考えられるだろう。

今後の想定される動き

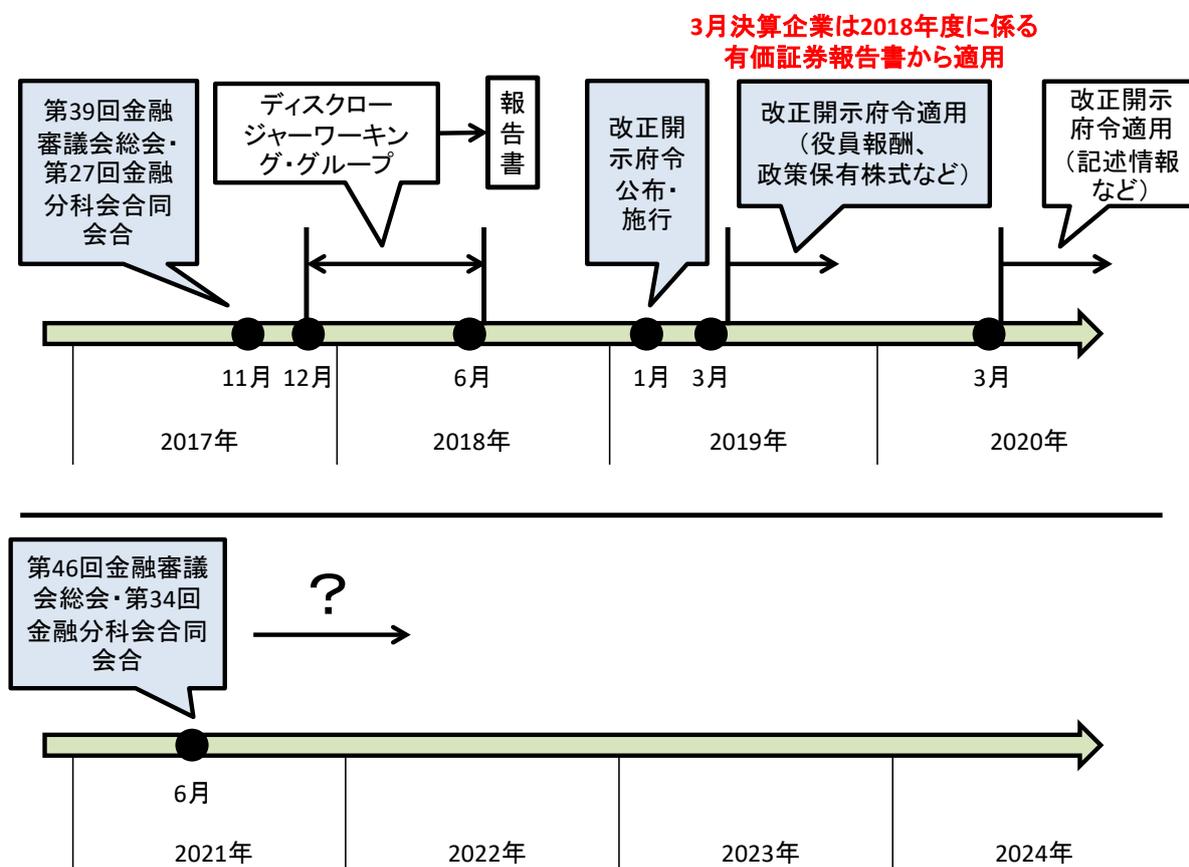
仮にディスクロージャーワーキング・グループが設置され、サステナビリティ情報開示に関する検討が行われる場合、どのような内容の規制がいつごろ設けられる可能性があるのだろうか。

内容についてまず注意すべきなのは、**気候変動に関する情報、特にTCFDに基づいた情報の開示**である。既に改訂CGコードにおいてもTCFDに基づく情報開示の充実が盛り込まれている。2021年1月から開催され、6月に報告書がまとめられた「サステナブルファイナンス有識者会議」においても、メンバーからTCFDに基づく情報を有価証券報告書で開示することが提案されていた。海外の動向を見ても、各国がTCFDに基づいた情報開示を検討しているだけでなく、IFRS財団の国際サステナビリティ報告基準の検討においてもTCFDを念頭に置くことが想定されている。G7の7か国財務大臣・中央銀行総裁声明を踏まえても、TCFDを考慮して検討が進められる可能性が高いだろう。

また、**人的資本に関する情報**も焦点の一つとなり得る。改訂CGコードでも当該情報について、分かりやすく具体的に開示すべきとされており、成長戦略フォローアップでは企業の人的資本に関する「情報の見える化」を促進するとされている。

上記のような内容について、仮に開示府令の改正などが行われる場合における、スケジュール感を想定するために、過去の審議のスケジュールを確認してみよう。

図表3 開示府令改正（2019年）のスケジュールと金融審議会総会（2021年6月）の関係



（出所）各種資料より大和総研作成

最近の例では、2017年11月の第39回金融審議会総会・第27回金融分科会合同会合で、金融担当大臣から「企業情報の開示・提供のあり方に関する検討」についての諮問があり、これを受けてディスクロージャーワーキング・グループが設置された。その後、報告書の公表、開示府令の改正が行われ、2019年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用された（全面適用は2020年3月31日）。つまり、**金融審議会総会から開示府令の改正までは1年強、実際の開示までは3月決算企業の場合は1年半ほどであったことが分かる。**

現時点で確たることは言えないが、仮にこれと同様のスケジュールで議論が進み、開示府令の改正が行われるとすると、ワーキング・グループでの検討が半年ほど行われたのちに、2021年末から2022年初ごろに報告書が提出された上で、さらにその半年後（2022年半ばごろ？）に改正開示府令が公布・施行されるというシナリオが考えられる。この場合、3月決算企業は2022年度に係る有価証券報告書から改正開示府令に応じた開示を求められることが想定される。ただし、これはあくまで想定されるシナリオの一つにすぎない。この他にも、緊急性が高いと判断され、審議が前倒しで進められた結果、2022年3月31日以後終了する事業年度に係る有価証券報告書から開示が求められる可能性、議論が難航して開示がより後ろ倒しになる可能性、一定の経過措置が設けられ、段階的に開示が求められる可能性など、様々なシナリオが考え得る。

いずれにせよ、留意すべきなのはハード・ローで企業のサステナビリティ情報開示の義務化に向けた検討が開始されるであろうということである。企業が有価証券報告書などの法定開示でサステナビリティ情報を開示することになる場合、従来以上の負担が生じることや、監査の問題など、様々な考慮すべき事項が発生することが予想される。今後の動向を注視する必要がある。